

議員提出議案

次の議員提出議案3件を可決しました。なお、意見書については、国会及び関係行政庁へ提出しました。

▶被爆体験者の一刻も早い救済を求める決議（9月9日 可決）

被爆体験者を被爆者として認め救済することは、数十年来の長崎市、県、両議会の悲願であったが、ようやく本日、長崎地裁において、被爆体験者の一部を被爆者として認め、県・市に対し「被爆者健康手帳を交付せよ」という判決が下りた。

2021年7月広島高裁判決では、黒い雨地域にいた人を「放射線の影響を受ける事情の下にあった」として被爆者として認め、その判決を受けた新たな認定基準において、広島では最大半径約30kmまでの地域にいた人たちにも手帳が交付されることになった。しかしこの時、半径12km以内で被爆した長崎の被爆体験者は同様の状況にあったにもかかわらず除外され、その後も「黒い雨が降ったという客観的記録がない」などの理由で、被爆体験者、長崎市・県、両議会の願いは却下されてきた。

被爆体験者は高齢化し、一刻も早い救済が求められている。長崎市議会は、被告である長崎県・長崎市及び訴訟参加人である国に対し、控訴をせず、長崎地裁判決を受け入れることを求める。そして、長崎の被爆体験者も広島の黒い雨体験者と同じく、被爆者援護法第1条第3号に該当するものとして、掲げる11の疾病があれば被爆者と認定し、速やかに被爆者健康手帳を交付することを強く求める。

以上、決議する。

▶被爆体験者の一刻も早い救済を求める意見書



▶再審法改正を求める意見書



※意見書の内容は、長崎市議会ホームページでご覧になれます。

議会の動き

▶特別委員の補欠選任（9月20日）

相川和彦議員、毎熊政直議員が、地域公共交通対策特別委員会の委員として補欠選任されました。

▶長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙（9月20日）

本市議会から、岩永敏博議員、平野 剛議員が、新たに長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員として選出されました。

11月定例会の予定

11月26日（火）	本会議（招集日）
11月29日（金） 12月2日（月）～4日（水）	本会議（市政一般質問）
12月5日（木）～6日（金） 12月9日（月）～10日（火）	常任委員会
12月11日（水）	特別委員会
12月13日（金）	本会議（委員長報告等）

※日程は変更となる場合があります。

行政視察

防災対策、部活動のあり方検討及び地域公共交通対策の3特別委員会並びに議会運営委員会の付託案件に係る調査事項について、行政視察を行いました。

※特別委員会及び議会運営委員会の行政視察報告書は、長崎市議会ホームページでご覧になれます。



議員（政治家）の寄附は法律で禁止されています。また、求めてもいけません。

公職選挙法では、議員（政治家）が選挙区内の人にお金や物を寄附することを禁止しています。

例えば、自治会の集会・旅行や地域の運動会やお祭りへの寸志や飲食物等の差入れなど、日常的に行われている寄附行為であっても議員は行うことができません。

また、有権者が、議員に寄附を求めることも禁じられています。市民の皆さまにも法の趣旨等をご理解いただきご協力をいただきますようお願いいたします。

